

○神奈川県道路公社情報公開規程

平成 13 年 3 月 22 日

神道公規程第 7 号

神奈川県道路公社情報公開規程を次のとおり定める。

神奈川県道路公社情報公開規程

(目的)

第 1 条 この規程は、神奈川県情報公開条例(平成 12 年神奈川県条例第 26 号)の趣旨にのっとり、神奈川県道路公社が実施する情報公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(解釈運用方針)

第 2 条 この規程の解釈、運用に当たっては、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をするものとする。

(定義)

第 3 条 この規程において「文書等」とは、神奈川県道路公社(以下「公社」という。)の役員及び職員(以下「役職員」という。)が業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、公社において管理しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び文書等の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって理事長が定めるものを除く。

(公開の申出ができる者)

第 4 条 県内に住所を有する者、県内に勤務する者、県内に在学する者、県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体その他文書等の公開を必要とする理由を明示するものは、この規程の定めるところにより、公社が管理する文書等の公開を申し出ることができる。

(文書等の原則公開)

第 5 条 文書等の公開の申出(以下「公開の申出」という。)があったときは、公開の申出に係る文書等に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、当該文書等を公開するものとする。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

イ 慣行として、公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 公務員(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)及び公社の役職員の業務の遂行に関する情報のうち、当該公務員及び役職員の職及び当該業務遂行の内容に係る情報

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体(公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 公社の内部又は公社と国、地方公共団体若しくは他の出資団体等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社又は国及び地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 公社が行う収益事業に関する情報であって、公社の財産上の利益を不当に害するおそれ

(5) 公社の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(6) 公開することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(7) 法令等の定めるところにより公開することができないとされている情報

(部分公開)

第 6 条 公開の申出に係る文書等に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、文書等の公開を求める趣旨

を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該文書等を公開するものとする。

2 公開の申出に係る文書等に前条第 1 号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(文書等の存否に関する情報)

第 7 条 公開の申出に対し、当該公開の申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開の申出を拒むことができるものとする。

(公開の申出の手續)

第 8 条 公開の申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した申出書(第 1 号様式)を会社の長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(1) 公開の申出をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名及び連絡先の電話番号

(2) 公開の申出に係る文書等の内容

(3) その他必要な事項

2 申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開の申出をしたもの(以下「申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(公開の申出に対する回答等)

第 9 条 公開の申出があつたときは、当該公開の申出があつた日から起算して 15 日以内に、当該公開の申出に対する諾否の回答(以下「諾否回答」という。)を行うものとする。ただし、前条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 諾否回答は、申出者に対し、書面(第 2 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式)により行うものとする。

3 前項の場合において、公開の申出に係る文書等の全部又は一部の公開を拒むとき(第 7 条の規定により公開の申出を拒むとき及び公開の申出に係る文書等を管理していないときを含む。)は、その理由を併せて通知するものとする。この場合において、当該文書等の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにするものとする。

4 事務処理上の困難その他正当な理由により、第 1 項に規定する期間内に諾否回答することができない場合にあつては、当該期間後 45 日以内に諾否回答するよう努めるものとする。この場合において、申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面(第 5 号

様式)により通知するものとする。

5 公開の申出に係る文書等が著しく大量であるため、公開の申出があった日から起算して60日以内にそのすべてについて諾否回答をすることにより業務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、公開の申出に係る文書等のうち相当の部分につき当該期間内に諾否回答をし、残りの文書等については相当の期間内に諾否回答をすれば足りる。この場合において、第1項に規定する期間内に、申出者に対し、次に掲げる事項を書面(第6号様式)により通知するものとする。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書等について諾否回答をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第10条 公開の申出に係る文書等に公社以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、諾否回答をするに当たって、当該第三者に対し、公開の申出に係る文書等の内容等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができるものとする。

2 第三者に関する情報が記録されている文書等を公開しようとする場合であって、当該情報が第5条第1号エ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開の申出に係る文書等の全部又は一部を公開する旨の回答(以下「公開回答」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開の申出に係る文書等の内容等を書面(第7号様式)により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開回答をするときは、公開回答の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、公開回答後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開回答をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面(第8号様式)により通知するものとする。

(文書等の公開の実施)

第11条 公開回答をしたときは、速やかに、当該文書等を公開するものとする。

2 文書等の公開は、理事長の指定する場所において、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して別に定める方法で行うものとする。

3 公開の申出に係る文書等の公開をすることにより、当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該文書等の公開に代えて、当該文書等を複製したものにより、これを行うことができるものとする。

(法令等により公開との調整)

第12条 法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められ

ている文書等にあつては、当該法令等が定める方法(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)と同一の方法による公開については、この規程は適用しない。

(費用負担)

第 13 条 公開の申出に係る文書等(第 11 条第 3 項に規定する文書等を複写したものを含む。)の写し等の交付に要する費用は、申出者の負担とする。

(異議の申出)

第 14 条 理事長が行った諾否回答について、異議のあるものは、当該回答を知った日の翌日から起算して 60 日以内に理事長に対して異議を申し出ることができる。

2 前項による異議の申出は、書面によるものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 異議を申し出ようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名及び連絡先の電話番号

(2) 異議の申出の対象となった諾否回答を知った日及びその内容

(3) 異議の申出の趣旨及びその理由

(異議の申出に係る処理)

第 15 条 前条による異議の申出があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、神奈川県知事の助言を求めるものとする。

(1) 異議の申出をしたものが、当該申出についての正当な理由がないものであるときその他異議の申出が不適切であることが明らかであるとき。

(2) 諾否回答を取り消し、又は変更し、当該異議の申出に係る文書等の全部を公開することとするとき。ただし、当該諾否回答について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により、神奈川県知事の助言を求めた場合は、その旨を、異議の申出をしたもの、反対意見書を提出した第三者その他関係者に書面(第 9 号様式)により通知するものとする。

3 神奈川県知事から当該異議の申出について、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求められた場合はこれに応じるものとし、当該異議の申出の対象となっている文書等については、これを提示するものとする。

(異議の申出に係る回答)

第 16 条 前条第 1 項の規定により、神奈川県知事からの助言があつた場合は、この意見を尊重し、速やかに当該異議の申出について書面により回答するものとする。

(利用者の責務)

第 17 条 この規程の規定により文書等の公開を申し出ようとする者は、適切な申出に努めるとともに、文書等の公開によって得た情報を適正に用いなければならない。

(文書等の管理)

第 18 条 この規程の適切かつ円滑な運用に資するため、文書等は適正に管理するものとする。

2 文書等の分類、作成、保存及び廃棄並びに文書等の目録の作成その他の文書等の管理に

関する必要な事項を定め、一般の閲覧に供するものとする。

3 前項に規定する目録は、一般の閲覧に供するものとする。

(情報提供の推進)

第 19 条 次に掲げる文書等については、神奈川県県政情報センターに備え、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 事業計画
- (4) 予算
- (5) 資金計画
- (6) 事業の概要
- (7) 財務諸表
- ア 財産目録
- イ 貸借対照表
- ウ 損益計算書
- (8) 決算報告書

(運用状況の報告)

第 20 条 この規程の運用の状況については、毎年 4 月 30 日までに、前年度分をとりまとめて神奈川県知事に報告するものとする。

(委任)

第 21 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日以降に作成し、又は取得した文書等について適用する。

第1号様式(第8条関係)

文 書 等 公 開 申 出 書

年 月 日

神奈川県道路公社理事長 殿

郵便番号

住 所

(法人その他の団体にあつて
は、事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名)

電話番号

神奈川県道路公社情報公開規程第8条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

公開を申し出るものの区分	<input type="checkbox"/> 県内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 県内に勤務する者 (勤務先 所在地) <input type="checkbox"/> 県内に在学する者 (学校名 所在地) <input type="checkbox"/> 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 (事務所等の名称 所在地) <input type="checkbox"/> その他文書等の公開を必要とする理由を明示するもの (理由)
公開の申出に係る文書等の内容	(公開の申出に係る特定の文書等が分かるように、文書等の件名又は申出者が知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。) <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 文書等の処理年度 年度 </div>
公開の申出の内容	<input type="checkbox"/> 文書等の閲覧又は視聴を申し出ます。 <input type="checkbox"/> 文書等の写しの交付を申し出ます。(□郵送を希望します。) <input type="checkbox"/> その他()
備 考	

備考 該当する□内にレ印を記入し、()内に必要な事項を記入してください。

第2号様式(第9条関係)

文 書 等 公 開 通 知 書

年 月 日

様

神奈川県道路公社理事長 印

年 月 日に公開の申出がありました文書等については、次のとおり公開します。

公開の申出に係る文書等の内容	
文書等の公開の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、()にお越してください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当まで御連絡ください。
事務担当	部 課 電話番号

- 備考 1 文書等の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
- 2 「文書等の公開の期日及び場所」の欄は、文書等の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
- 3 文書等の公開を受けるためにお越しいただく際には、この通知書を係員に提示してください。

第3号様式(第9条関係)

文書等一部公開通知書

年 月 日

様

神奈川県道路公社理事長 印

年 月 日に公開の申出がありました文書等については、次のとおり公開します。ただし、当該文書等には、公開することができない部分が一部あることを御了承ください。

なお、この通知内容に異議がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に理事長に対して異議の申出をすることができます。

公開の申出に係る文書等の内容	
公開を拒む部分及び理由	(公開することができない部分の概要) 神奈川県道路公社情報公開規程第 条第 項第 号該当 (理由)
文書等の公開の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、()にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当まで御連絡ください。
時 限 性 公 開	上に示した非公開理由のうち については 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開の申出をしてください。
事 務 担 当	部 課 電話番号

- 備考 1 文書等の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
- 2 「文書等の公開の期日及び場所」の欄は、文書等の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
- 3 文書等の公開を受けるためにお越しいただく際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 「時限性公開」の欄は、公開の申出に係る文書等の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第4号様式(第9条関係)

公開拒否
文書等不存
在通知書
存否応答拒否

年 月 日

様

神奈川県道路公社理事長 印

年 月 日に公開の申出がありました文書等については、
次のとおり公開できません。
管理していないので通知します。
存否を明らかにできないので通知します。

なお、この通知内容に異議がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に理事長に対して異議の申出をすることができます。

公開の申し出に係る 文書等の内容	
公開しないこと(申 出を拒むこと)とす る根拠規定及び当該 規定を適用する理由	神奈川県道路公社情報公開規程第 条第 項第 号 該当 (理由)
時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば公開の申出に係る文書等を 公開することができますので、同日以後に改めて公開の申出をし てください。
事 務 担 当	部 課 電話番号

備考 「時限性公開」の欄は、公開の申出に係る文書等の公開を拒む理由がなくなる期
日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第5号様式(第9条関係)

文書等公開諾否回答期間延長通知書

年 月 日

様

神奈川県道路公社理事長 印

年 月 日に申出のありました文書等の公開については、神奈川県道路公社情報公開規程第9条第4項の規定により次のとおり諾否の回答期間を延長します。

なお、諾否の回答を行ったときは、通知書を送付します。

公開の申出に係る 文書等の内容	
回答期間を延長する理由	
回答期間を延長した後の諾否の回答を行う期限	年 月 日
事務担当	部 課 電話番号

第6号様式(第9条関係)

文書等公開諾否回答期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県道路公社理事長 印

年 月 日に公開の申出がありました文書等の公開については、神奈川県道路公社情報公開規程第9条第5項の規定により、申出があった日から起算して60日以内に文書等の相当部分について諾否の回答を行い、残りの文書等については、相当の期間内に諾否の回答を行いますので、次のとおり通知します。

なお、諾否の回答を行ったときは、それぞれ通知書を送付します。

公開の申出に係る 文書等の内容	
60日以内に文書等の 全てについて諾 否の回答を行うこ とができない理由	
文書等の相当部分 について諾否の回 答を行う期限	年 月 日
残りの文書等にて 諾否の回答を行う 期限	年 月 日
事 務 担 当	部 課 電話番号

第7号様式(第10条関係)

意見書提出機会付与通知書

年 月 日

様

神奈川県道路公社理事長 印

神奈川県道路公社では、管理している文書等についての公開をするため、神奈川県道路公社情報公開規程を定めています。今回あなたに関する情報が記録されている文書等について、神奈川県道路公社情報公開規程第4条の規定に基づき公開の申出がありました。この文書等を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同規程第10条第1項(第2項)の規定により次のとおり通知します。

公開の申出に係る文書等の内容	
公開の申出に係る文書等に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開の申出があった日	年 月 日
当該通知の根拠及び理由	神奈川県道路公社情報公開規程第10条第 項適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 (事務担当)	所在地 名称 部 課 郵便番号 電話番号 ファックス

第8号様式(第10条関係)

文 書 等 公 開 通 知 書

年 月 日

様

神奈川県道路公社理事長 印

神奈川県道路公社では、管理している文書等についての公開をするため、神奈川県道路公社情報公開規程を定めています。あなたに関する情報が記録されている文書等を公開しますので、神奈川県道路公社情報公開規程第10条第3項の規定により通知します。

公開の申出に係る文書等の内容	
公開の申出に係る文書等に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開の回答をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務担当	部 課 電話番号

第9号様式(第15条関係)

異議の申出届出通知書

年 月 日

様

神奈川県道路公社理事長 印

文書等の公開の申出に係る諾否回答に対する異議の申出について、神奈川県道路公社情報公開規程第15条第1項の規定に基づき神奈川県知事に届け出て、助言を求めることとしましたので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

異議の申し出の内容	
異議の申出があった日	年 月 日
神奈川県知事に届け出た日及び届け出た神奈川県 の室課等	年 月 日 部 課
事 務 担 当	部 課 電話番号